

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路株式会社への貸付け並びに債務の返済 ・ 道路管理者の権限の代行 ・ 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理 等 					
沿革		「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）における道路関係四公団の民営化の方針を受け、道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに平成17年10月1日に設立。					
中期目標期間		平成25年4月～平成30年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		5 [1] (1)	6 [1] (2)	6 [1] (2)	6 [0] (3)		
常勤役員数		5	6	6	6		
非常勤役員数		0	0	0	0		
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		84 [0] (14)	84 [0] (14)	85 [0] (15)	84 [0] (15)		
うち間接部門		13	13	13	13		
うち事業部門		71	71	72	71		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		0 (0)	0 (0)	6 (0)	5 (0)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		120.7 (107.1)	118.5 (103.9)	117.5 (103.7)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
国からの 財政 支出額 の推移 （百万 円）	一般会計（百万円）	26	12,098	38,219	30		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	26	12,098	37,469	30		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	750	—		
	特別会計（特会名）（百万円）	78,745	83,708	70,625	64,696		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	78,745	83,708	70,625	64,696		
計	78,771	95,806	108,844	64,726			
支出額の推移（百万円）		4,665,834	4,240,774	4,540,146	4,868,857		
収入額の推移（百万円）		4,596,489	4,272,341	4,709,517	4,754,701		
国の財政支出/収入額（%）		1.7	2.2	2.3	1.4		
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計	41,374,673	うち流動資産	621,424			
	負債合計	32,345,020	純資産合計	9,029,653	うち利益剰余金	2,808,929	

当期純利益と減価償却費に相当する額は、債務の返済に充てることとなっており、B/S上、債務返済の進捗に応じ、毎年度負債が減少するとともに、利益剰余金が増加する仕組み。

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、高速道路会社と協定を締結し、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受ける（機構法第13条、14条） ・機構は、会社が支払う貸付料等により、道路関係四公団民営化から45年以内に、承継債務等の返済を完了（機構法第15条～17条、31条） ・機構は本来道路管理者に代わって高速道路に関する公的権限を行使（道路整備特別措置法第8条） 	4,538,905	合計		4,707,923	(一社)中央公共帰託登記土地家屋調査士協会	15
			国費	補助金	37,449	(財)日本システム開発研究所	7
			出資金	70,625	(社)栃木県公共帰託登記土地家屋調査士協会	3	
						(一社)日本能率協会	2
						(一財)日本建設情報総合センター	1
自己収入	道路業務収入等	4,599,849	(一社)かんとう公共帰託登記土地家屋調査士協会	1			
本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、本州と四国を連絡する鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させるとともに、当該施設の管理を行う（機構法第12条第2項） 	1,240	合計		1,594		
			国費	補助金	20		
			出資金	750			
自己収入	鉄道業務収入等	824					
			合計				
			国費	運営費交付金			
			施設整備補助金				
			〇〇費補助金				
			〇〇委託費				
自己収入	〇〇出資金						
			合計				
			国費	運営費交付金			
			施設整備補助金				
			〇〇費補助金				
			〇〇委託費				
自己収入	〇〇出資金						

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） ＜平成24年度決算合計＞

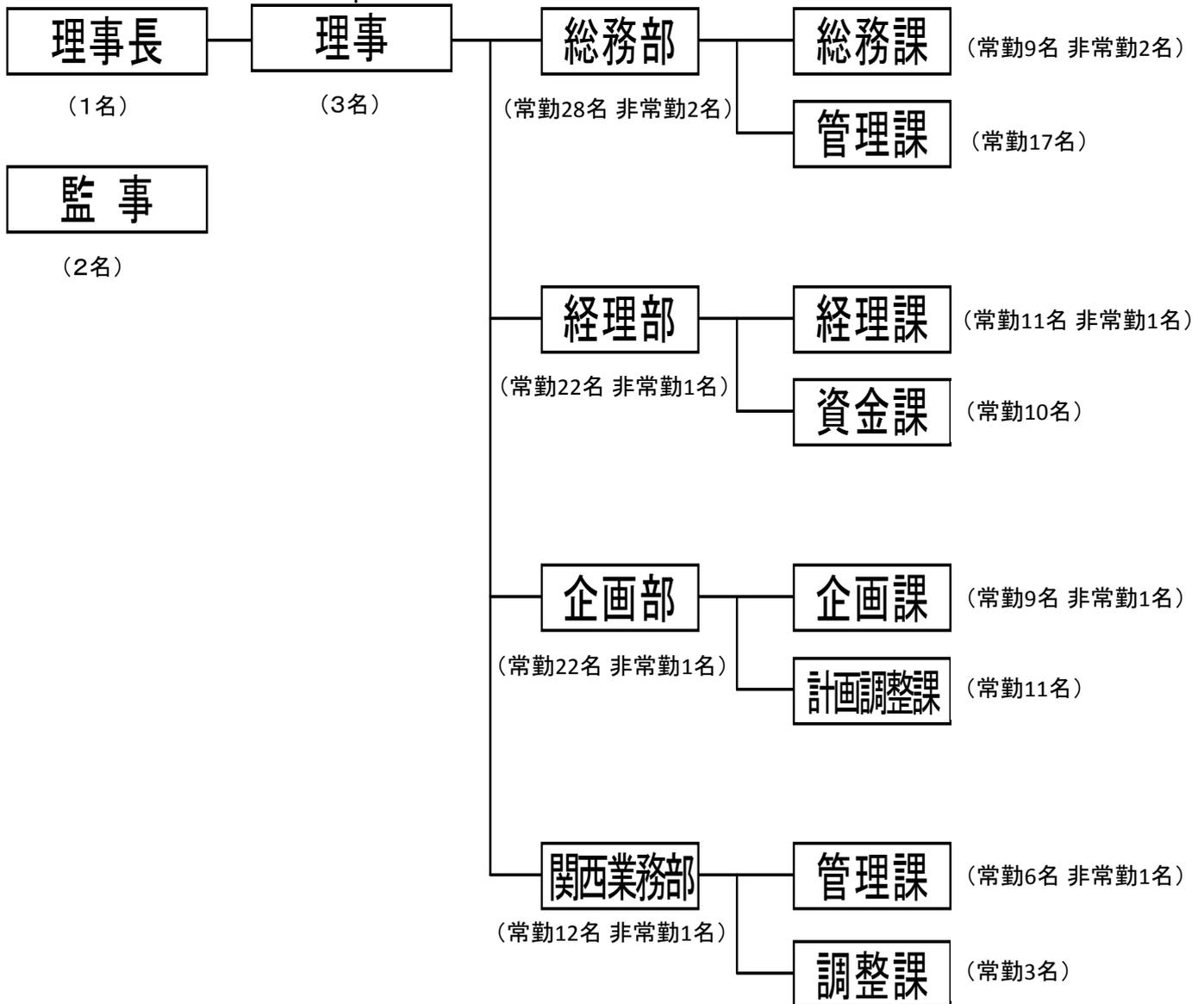
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		社会資本整備事業特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	70,625	70,625		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

所在地：東京都港区西新橋2-8-6
 ：大阪府大阪市中央区本町3-5-7（関西業務部）



<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員（平成25年4月1日現在）を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○高速道路機構は、道路資産の保有・貸付、債務の早期の確実な返済、道路管理者の権限代行等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図ることを目的として設立された法人である。

○主な成果

- ・債務残高 30兆4,482億円 ※1（機構設立時 38兆1,654億円）
- ・道路管理者権限の代行 通行の禁止・制限 1,778件 ※2
特殊車両通行許可 2,580件 ※2

※1：平成24年度末時点

※2：平成24年度

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

高速道路機構は、道路関係4公団民営化関係法に基づき6つの高速道路会社とともに設立し、債務の早期の確実な返済、道路管理者の権限代行等を主な業務としている。高速道路をはじめとする道路は、極めて公益性が高く私有になじまない国民の共有財産であること、道路管理者の権限代行（通行禁止・制限等）という公権力の行使を行うものであることから、業務を民間の主体にゆだねるのではなく、独立行政法人通則法第2条及び第3条に基づき、独立行政法人である高速道路機構が実施することにより、確実に実施されているところである。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国交通省	255	有料道路事業等

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
内部管理業務	給与事務、研修、産業医委託、健康診断等	4,359千円	みずほ情報総研㈱、 （一社）日本能率協会、 医療社団法人進興会 他
事務所管理業務	事務所賃貸借、事務所清掃、分煙器保守等	197,532千円	住友不動産㈱、清和 総合建物㈱、星光ビ ル㈱ 他
システム関連業務	インターネット契約、システム用サーバ保守、パソコン・関連機器修理等	30,662千円	㈱IIJ、(財)日本シス テム開発研究所、㈱長 大 他
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
会計監査業務	会計監査業務	14,070千円	有限責任監査法人 トーマツ
印刷製本等	パンフレット、高速道路機構ファクトブック等の印刷業務等	2,357千円	㈱白樺写真工芸、日 昇印刷㈱、㈱ブルー ホップ 他
不動産登記業務等	不動産登記、不動産鑑定	42,497千円	登記安心プロネット土地 家屋調査士法人、(社)中 央公共嘱託登記土地家 屋調査士協会、あおぞ ら土地家屋調査士法人 他
利用料	通信料、情報サービス利用料等	6,673千円	東日本電信電話㈱、 ㈱QUICK、時事通信 社 他

No.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

格付取得	財投機関債への格付取得	12,548千円	(株)格付投資情報センター、ムーディーズ・ジャパン(株)
債券の引受及び募集取扱	債券の引受及び募集	8,800,575千円	(株)みずほコーポレート銀行、SMBC日興証券(株)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 他
債券の募集委託	債券の募集委託	202,755千円	(株)みずほコーポレート銀行、(株)三井住友銀行
その他	引越、派遣、車両借上、郵便等	24,143千円	日本通運(株)、ヒューマンタッチ(株)、国際ハイヤー(株) 他

No.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、国の行政機能等の地方への早期移転の実現、日本高速道路保有・債務返済機構における金融関連業務のノウハウの蓄積、賃料負担軽減を含む経済合理性等の観点から総合的に勘案しつつ、現中期目標期間終了時までには検討する。</p> <p>（なお、この措置内容については、独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）により、「当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する」こととされている。）</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>○第3期中期目標（平成25年度～平成29年度）に基づき、神奈川県への移転に関し、可能な限り早期移転できるよう検討を進めるとともに、必要な対応を行う。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○成果目標達成法人とする。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>○特になし。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>（政策評価・独立行政法人評価委員会）</p> <p>○機構本部の早期移転 機構本部（東京都港区西新橋）の移転については、機構法第5条において「機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。」と規定されている趣旨を踏まえるとともに、機構発足から7年が経過するにもかかわらず、移転の検討のみで実際に移転していないことから、更なるコスト削減を図る観点も踏まえ、可能な限り早期に神奈川県への移転を図るものとする。</p> <p>○利益相反の発生の防止 機構は、会社が建設する高速道路に係る資産及び債務を引き受けており、会社の高速道路建設及び維持・修繕等に係る工事内容、建設後のキャッシュフロー等を精査し、確認する必要がある。この点、機構は会社と工事費用に係る債務の引受限度額や道路の貸付料について協定を結んでいるが、機構の職員の大半が会社からの出向者であり、上記の精査及び確認が不十分となるおそれや、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための何らかの仕組みが必要ことから、①出向者は出向元に関する業務に携わらないこと、②利益相反が生じる場合には出向元以外の者がリーダーとなってチームを組むこと、③部長の下に置かれている企画審議役を活用したチェック体制の多重化の取組など、会社がモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図るものとする。</p> <p>（会計検査院）</p> <p>○該当なし。</p>
② 対応状況	<p>○機構本部の早期移転 第3期中期目標（平成25年度～平成29年度）に基づき、神奈川県への移転に関し、可能な限り早期移転できるよう検討を進めている。</p> <p>○利益相反の発生の防止 第3期中期目標（平成25年度～平成29年度）に基づき、機構が実施すべき業務を厳格に実施するための仕組みについて検討し、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための仕組みのマニュアル化を図ることとされたところであり、目標達成に向けて検討を進めている。</p>

No.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

いずれの組織見直しに関する指摘に対しても、第3期中期目標（平成25年度～平成29年度）に示され、必要な対応を行うとされている。

これまでも、時々の政策課題に照らし政策効果を最大化させる観点から、評価委員会を活用しつつ各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできたところ、引き続き不断の見直しを行っていく考え。

No.	96	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—